

(1) 架線障害ノ防止
 (2) 車間距離ノ保持
 (3) 車掌ノ能率増進
 (4) 水道料金ノ割引ニ依ル経費軽減
 (5) 共有組合特別組合員制ノ改正
 (6) 工場ノ経営合理化
 (7) 車輛修繕期ノ更改ニ依ル経費節約
 (8) 市債ノ低利借替
 (9) 電力自給計画ニ依ル経費節約

上記ノ外此ノ際詳細ノ發表ニ便宜ナラサルモノ或ハ全然其ノ發表ヲ憚ルモノアリ又右諸案ト雖モ少クモ新奇ノ妙案ニアラズ唯當局者ノ為ニ得ル所ハ協心戮力ニシテ果テテ努力スルノ一點ニ存シ其ノ功ハ偏ニ各方面ノ後援ニ俟フノ他ニシテ電氣事業公債ノ普通經濟移管、如キハ特別經濟ノ本旨ニ基キ上記諸案ノ成績ヲ俟テ後初メテ慎重ニ考慮スルコト

以上

勞務第一七八號

昭和九年一月二十七日

警視總監 藤沼庄平

内務省 山本 達雄 殿
 社會局 長官 殿
 各 府 縣 知 事 殿

大政 兵庫

0 2 2
5-407

東京市電氣局ノ更生計畫ト東京交通労働組合ノ動靜ニ関スル件

(第十報)

要旨

(1) 東京市電氣局ノ更生計畫ニ對シテ本會所關連ノ職工解任價金等問題ハ本會が中心ニシテ之ヲ討議シテ之ヲ決定スルコトヲ期スルベシ
 (2) 東京市電氣局ノ更生計畫ニ對シテ本會所關連ノ職工解任價金等問題ハ本會が中心ニシテ之ヲ討議シテ之ヲ決定スルコトヲ期スルベシ
 (3) 東京市電氣局ノ更生計畫ニ對シテ本會所關連ノ職工解任價金等問題ハ本會が中心ニシテ之ヲ討議シテ之ヲ決定スルコトヲ期スルベシ

標記市電氣局ノ更生計畫ト東京交通労働組合ノ其ノ後ノ動靜左